

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和6年9月30日

厚生労働省

人材開発統括官企業内人材開発支援室

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について、令和6年7月26日（金）から同年8月31日（土）まで御意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	企業の負担が増加することで十分に人材育成を進めることができなくなるのではないか。	支給限度額は定額制サービスによる訓練の市場価格や人材開発支援助成金の支給実績を踏まえ、大多数の事業主に影響がでない水準で設定しておりますので原案のとおりといたします。
2	低価格帯の研修を選択せざるを得なくなり、研修の質が低下するのではないか。	
3	研修内容の自由度や難易度に制限が掛かり、研修促進を阻害するのではないか。	
4	支給限度額を受講者1人当たり月2万円と設定した根拠が不明確である。月2万円では、十分に人材育成ができなくなるのではないか。	
5	施行までの猶予期間を設けるべきではないか。	